

## マサバ東シナ海 3. 漁業の管理

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 水産研究・教育機構 公開日: 2025-03-07 キーワード: 作成者: 三谷, 卓美, 若松, 宏樹, 牧野, 光琢 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2013674">https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2013674</a>

## 3. 漁業の管理

### 概要

#### 管理施策の内容 (3.1)

マサバ対馬暖流系群東シナ海区については、公的な許可制度と TAC 制度によりインプット・コントロールおよびゴマサバと合わせたアウトプット・コントロール (3.1.1 5点)、漁業者の自主的規制も含めテクニカル・コントロール (3.1.2 5点) が実施されている。また、生態系の保全施策では省燃油活動に取り組んでいる計画が多く (3.1.3.1 3点)、生態系保全施策は海岸清掃に取り組んでいる (3.1.3.2 5点)。

#### 執行の体制 (3.2)

管理の執行については、管理体制が確立されており (3.2.1.1 5点)、監視体制等も一部周辺国との協議不成立や漁獲成績に関する調査取締等の不足があっても相当程度の監視体制と評価できる (3.2.1.2 4点、3.2.1.3 5点)。TAC による管理の結果は引き続き年の資源評価に反映され、順応的管理に関しては十分導入されていると言える (3.2.2 5点)。

#### 共同管理の取り組み (3.3)

まき網は国あるいは県レベルでの許可漁業であるため漁業者は特定でき、漁業者は漁業協同組合、業種別団体、それらの連合会に組織されている (3.3.1.1 5点、3.3.1.2 5点)。広域資源管理方針の下で各漁業種類の資源管理計画は実施され、漁業者による漁獲可能量協定が締結されている (3.3.1.3 5点)。また積極的に経営や販売に関する活動がなされている (3.3.1.4 5点)。自主的及び公的管理への関係者の関与も評価でき (3.3.2.1 5点、3.3.2.2 5点)、利害関係者の参画も水産政策審議会等から高く評価した (3.3.2.3 5点)。

### 評価範囲

#### ① 評価対象漁業の特定

マサバ対馬暖流系群東シナ海区は、主に大中型まき網漁業と中・小型まき網漁業で漁

獲されているため、これら漁業を評価対象とした。

## ② 評価対象都道府県の特定

農林水産統計(市町村別結果からの積算集計)によれば、本種については大中型まき網漁業では長崎県、中・小型まき網漁業でも長崎県での漁獲量が多く、2015年ではこれらの県、漁業種類で東シナ海区の83%を漁獲している。これらの県、漁業種類を評価対象として特定する。

## ③ 評価対象漁業に関する情報の集約と記述

評価対象県の評価対象漁業について、以下の情報を集約する。1) 許可および各種管理施策の内容、2) 監視体制や罰則、順応的管理の取り組みなどの執行体制、3) 関係者の特定や組織化、意思決定への参画への共同管理の取り組み、4) 関係者による生態系保全活動

## 3.1 管理施策の内容

### 3.1.1 インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール

大中型まき網漁業は指定漁業であり、公示された隻数や海域に申請して農林水産大臣から操業が許可されており、中型まき網漁業は隻数等の上限を農林水産大臣が決めることができ、それにしたがって県知事が許可証を発給している。小型まき網漁業も県知事許可漁業である。インプット・コントロールが成立している。マサバおよびゴマサバはTAC対象魚種であり、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画(農林水産省 2018)において管理の対象となる漁期年(7月~翌年6月)毎に大臣許可漁業と県別に漁獲可能性が与えられ、アウトプット・コントロールが行われている。インプット・コントロールとアウトプット・コントロールを適切に実施し、本系群の中期的管理方針に合致した漁獲シナリオとなっており、漁獲圧を有効に制御できていると評価した。以上により5点を配分する。

1点	2点	3点	4点	5点
インプット・コントロールとアウトプット・コントロールのどちらも施策に含まれておらず、目標を大きく上回っている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールが導入されている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールを適切に実施し、漁獲圧を有効に制御できている

### 3.1.2 テクニカル・コントロール

大中型まき網漁業においては、操業海区、構成隻数、火船の発電容量による光量の制限があり(農林水産省 2002)、中型まき網漁業においても灯船隻数や光量が禁止あるいは制限され、沿岸域等での操業が距岸距離等で制限されている。小型まき網漁業も同様である。また資源回復計画に続く広域資源管理指針において日本遠洋旋網漁業協同組合や長崎県旋網漁業組合に属する漁業者は月当たりの休漁日日数の設定とともに、小型魚の漁獲量制限や小型魚が多い漁場からの移動について取り決めを実施している(九州漁業調整事務所 2012)。以上のように、テクニカル・コントロールが十分に導入されていることから、5点を配分する。

1点	2点	3点	4点	5点
テクニカル・コントロールの施策が全く導入されていない	.	テクニカル・コントロールの施策が一部導入されている	.	テクニカル・コントロール施策が十分に導入されている

### 3.1.3 生態系の保全施策

#### 3.1.3.1 環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制

まき網漁業による海底への影響はほとんどないと考えられ、海底環境への影響には特に配慮がなされてはいない (NA)。まき網漁業者の多くが構成員となっている浜の活力再生プランでは、船底清掃及び減速航行、集魚灯の適正利用、積載物の軽量化による燃油使用量の削減を図るといった省コスト化に繋がる省燃油活動を実施している地区が多い (北九十九島地区地域水産業再生委員会 2014)。浮魚類を対象とした集魚装置の利用は、マサバ等を対象とするまき網漁業には該当しない。一定程度の施策が導入されていると評価する。以上により 3 点を配分する。

1点	2点	3点	4点	5点
規制が全く導入されておらず、環境や生態系への影響が発生している	一部に導入されているが、十分ではない	.	相当程度、施策が導入されている	十分かつ有効に施策が導入されている

#### 3.1.3.2 生態系の保全修復活動

これらまき漁業に直接関連しては、海底の修復活動は必要としない (NA)。長崎県漁連が参画する海と渚環境美化推進委員会では、毎年浜そうじを県下沿海漁協と共に実施しており (海と渚環境美化・油濁対策機構 2017)、保全活動が活発に行われている。以上により 5 点を配分する。

1点	2点	3点	4点	5点
生態系の保全・再生活動が行われていない	.	生態系の保全活動が一部行われている	.	生態系の保全活動が活発に行われている

## 3.2 執行の体制

### 3.2.1 管理の執行

#### 3.2.1.1 管轄範囲

分布は東シナ海南部から日本海北部、さらに黄海や渤海にも及ぶ (山田ほか 2007)。大中型まき網漁業は、さば類・マアジを主対象とする西日本最大の漁業であり、基本的な漁場は隠岐諸島から尖閣諸島付近までの陸棚縁辺域と済洲島西部海域であり、済洲島西部海域は主にマサバの漁場となるが 2018 年現在は入漁できていない (永沢 2018)。同一資源を利用する日中、日韓の間で、資源の状況や利用について協議する専門家会議や漁業共同委員会が設置されている。大中型まき網漁業は水産庁漁業調整課と九州漁業調整事務所、中型まき網漁業は水産庁漁業調整課、九州漁業調整事務所の指導の下で県知事が、小型まき網漁業は知事が管轄している。このように国と県とにおいて複層的にかつ統一的な管理体制が確立されている。以上により 5 点を

配分する。

1点	2点	3点	4点	5点
対象資源の生息域がカバーされていない	.	生息域をカバーする管理体制はあるが、十分には機能していない	.	生息域をカバーする管理体制が確立し機能している

### 3.2.1.2 監視体制

長崎県の大中型まき網漁業については、水産庁管理課と九州漁業調整事務所等が指導取締りを行っている。外国漁船の違法操業は悪質化・巧妙化・広域化が進むなど漁業取締りをめぐる状況は変化し、2018年から、水産本庁を漁業取締本部、九州漁業調整事務所を同福岡支部として水産庁の漁業取締体制が強化された（水産庁 2018a）。日韓漁業交渉では、現在、入漁条件について合意できておらず、2016年7月以降、相互入漁が一時中断しており、日韓のEEZ内における相手国側での操業は行われていない。取締のための会議も開催されていない。日中漁業委員会では暫定水域内等のまき網による漁獲量の上限目標を定めているが、中国の漁獲量は資源評価に取り込まれていない（黒田ほか 2018）。日韓海洋生物資源専門家小委員会においても、魚種別漁獲割当に関連した資源状態について情報提供が行われているが、日韓双方は、それぞれの評価単位や分析方法により資源状態を評価しているため、議論がかみ合わない部分がある。分析方法の統一などを行い、より有意義な資源議論を行うことが今後の課題となっている（永沢 2018）。大中型まき網漁業ではVMS（衛星船位測定送信機）が義務付けられ、また漁獲成績報告書の提出率は100%である。中・小型まき網漁業では主に県が監督、取締りを実施している。TAC魚種であるため水揚げ量の報告はなされているが、中・小型まき網漁業の迅速な漁獲成績の把握がなされていない。これらの点では調査取締体制は十分ではないが、相当程度の監視体制と評価されることから4点を配分する。

1点	2点	3点	4点	5点
監視はおこなわれていない	主要な漁港の周辺など、部分的な監視に限られている	.	相当程度の監視体制があるが、まだ十分ではない	十分な監視体制が有効に機能している

### 3.2.1.3 罰則・制裁

大中型まき網漁業については、漁業法や指定漁業の許可及び取締り等に関する省令に基づき刑事罰や許可の取り消しが課せられる。知事許可漁業である中・小型まき網漁業についても漁業法や県の漁業調整規則等に基づき処罰される。漁業協定の中では、排他的経済水域内の違法行為は沿岸国の法律で拿捕等される。罰則規定としては十分に有効と考えられる。以上により5点を配分する。

1点	2点	3点	4点	5点
罰則・制裁は設定されていない	.	罰則・制裁が設定されているが、十分に効果を有しているとはいえない	.	有効な制裁が設定され機能している

### 3.2.2 順応的管理

TAC 魚種であり、TAC による管理の結果は引き続く年の資源評価に反映される。生物学的許容漁獲量（ABC）や TAC は漁期年毎に 1 回以上改定されてきており、中期的管理目標に対して順応的管理と評価できる。順応的管理は資源評価、漁業管理手法の改善を促すと考えられる。順応的管理が十分導入されていると考えられる。以上により 5 点を配分する。

1点	2点	3点	4点	5点
モニタリング結果を漁業管理の内容に反映する仕組みがない	.	順応的管理の仕組みが部分的に導入されている	.	順応的管理が十分に導入されている

## 3.3 共同管理の取り組み

### 3.3.1 集団行動

#### 3.3.1.1 資源利用者の特定

大中型まき網漁業では農林水産大臣から、中・小型まき網漁業では県知事から許可証の発給により操業しており、公的に全ての漁業者は特定できる。以上により 5 点を配分する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

#### 3.3.1.2 漁業者組織への所属割合

長崎県の大中型まき網漁業者は日本遠洋旋網漁業協同組合に参集し、その上位組織は全国まき網漁業協会である。全ての中型まき網漁業者と小型まき網漁業者は共に地元沿海漁業協同組合に所属しており、長崎県漁業協同組合連合会が県レベルの、全国漁業協同組合連合会が全国レベルの上位組織となる。また、まき網漁業者は長崎県旋網漁業協同組合を組織している。以上により全ての漁業者が漁業者組織に属しており、5 点を配分する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

### 3.3.1.3 漁業者組織の管理に対する影響力

2009年度から2011年度の間、「日本海西部・九州西部海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画」が実施され、小型魚保護のため、大中型まき網漁業は小型魚を主体とする漁獲があった場合には、以降、集中的な漁獲圧をかけないように速やかに漁場移動を行い、中・小型まき網漁業は、団体毎に一定日数の休漁、水揚げ日数制限等の漁獲制限を行うという取り組みがなされた。同計画で実施されていた措置は、2012年度以降、新たな枠組みである資源管理指針・計画の下、継続して実施されている（九州漁業調整事務所 2012）。また、大中型まき網漁業ではTACの大臣管理分管理のための漁業者による漁獲可能量協定が締結されており、中型まき網漁業においても県知事分の管理のため締結されている。漁業者組織が管理に強い影響力を有している。以上により5点を配分する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織が存在しないか、管理に関する活動を行っていない	.	漁業者組織の漁業管理活動は一定程度の影響力を有している	.	漁業者組織が管理に強い影響力を有している

### 3.3.1.4 漁業者組織の経営や販売に関する活動

大中型まき網漁業については、日本遠洋旋網漁業協同組合では135トン型網船操業において1船団5隻体制から3隻以下の体制（ミニ船団方式）にスリム化すると共に漁獲物高鮮度化に取り組むこと等により収益性の向上を図り安定的な漁業経営のあり方を実証しつつある（日本遠洋旋網漁業協同組合 2018）。日本遠洋旋網漁業協同組合は長崎県松浦市の公設松浦魚市場の卸売人西日本魚市株式会社をグループ企業とし、組合員の水揚げを含む全国有数の水揚量の市場となっており、高度衛生化対応の買荷保管積込施設を有している（西日本魚市株式会社 2018）。また、水産加工場、製氷冷蔵工場等も運営している。中型まき網漁業者の属する長崎県漁連においては長崎県まき網漁業協同組合や島根県まき網漁業協議会とともに、構造改革総合対策事業の五島中型まき網漁業地域構造改革プロジェクト（奈留町漁業協同組合五島中型まき網地域プロジェクト協議会 2010）を進めている。松浦市周辺の大・中型まき網漁業者等は遠旋組合地域プロジェクト改革計画に基づく鮮度保持機能を備えた改革型網船等の導入を進めるとともに、船団隻数の削減や漁船の共有化など省コスト化の取組を推進している。（松浦市広域水産業再生委員会 2016）。以上のように漁業者組織が全面的に活動していると評価されることから、5点を配分する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織がこれらの活動を行っていない	.	漁業者組織の一部が活動を行っている	.	漁業者組織が全面的に活動を行っている

### 3.3.2 関係者の関与

#### 3.3.2.1 自主的管理への漁業関係者の主体的参画

大中型まき網漁業関連組合の上部組織である全国まき網漁業協会では、全国資源評価会議、TAC 設定に関する意見交換会等に参加し、資源評価情報説明会（広域資源管理検討会・漁業者協議会）には、全国まき網漁業協会の他、日本遠洋旋網漁業協同組合、県旋網漁業組合等も参加する（水産庁 2017a）。全国まき網漁業協会の主催する大臣管理分漁獲量の上限について海区毎に管理する資源漁獲管理へは日本遠洋旋網漁業協同組合の参加も必要である。年度の資源管理計画についての会合に参加し、同業種団体の役員会、総会、漁協内での部会や理事会等へ参加している。地域まき網漁業構造改革プロジェクト、浜の活力再生プランの中にも漁業管理に関する協議が必要となる場合がある。会議出席日数の具体的な情報は限られるが、24 日以上の会合への参加はありとされる。以上により 5 点を配分する。

1点	2点	3点	4点	5点
なし	1-5日	6-11日	12-24日	1年に24日以上

#### 3.3.2.2 公的管理への漁業関係者の主体的参画

長崎県北部海区、対馬海区等の漁業調整委員会には、まき網漁業が所属する沿海漁業協同組合から役員が参画している。日本海・九州西広域漁業調整委員会には、日本遠洋旋網漁業協同組合所属大中型まき網漁業者が漁業者代表委員として、長崎県からは北部海区漁業調整委員（まき網漁業が所属する沿海漁業協同組合役員）が道府県互選委員として参画している（水産庁 2018b）。水産政策審議会資源管理分科会には、沿海漁業協同組合の上部組織の全国漁業協同組合連合会理事、また日本遠洋旋網漁業協同組合副組合長が特別委員として参画している（水産庁 2018c）。適切な公的管理への参画が確認されている。以上により 5 点を配分する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	.	形式的あるいは限定的に参画	.	適切に参画

#### 3.3.2.3 幅広い利害関係者の参画

マサバ対馬暖流系群を取扱うブロック資源評価会議、全国資源評価会議は一般傍聴を受付けている（水産研究・教育機構 2017、水産庁 2018d）。水産庁ではTAC（漁獲可能量）設定に関する意見交換会を開催し、加工流通業者などの自由参加の下、公開で議論を行っている（水産庁 2017b）。また、水産政策審議会資源管理分科会でTAC 数量等について議題となるが、委員、特別委員として水産や港湾の海事産業で働く船員等で組織する労働組合や釣り団体、流通業者、世界自然保護基金ジャパンからも参画している（水産庁 2018c）。各県に漁業と海洋性レクリエーションとの海面の利

用に関する事項について調査、検討等を行う遊漁者等を含めた海面利用協議会等があるが、関係県ではマサバを対象とした主要な利害関係者は存在しない、と考えられる。ほぼ全ての主要な関係者が効果的に参画していると評価する。以上により5点を配分する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	.	部分的・限定的には関与	.	ほぼすべての主要な利害関係者が効果的に関与

## 引用文献

- 北九十九島地区地域水産業再生委員会 (2014) 浜の活力再生プラン。  
[http://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/pdf/1nagasaki\\_kitakuzyuku.pdf](http://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/pdf/1nagasaki_kitakuzyuku.pdf), 2018/5/11.
- 黒田啓行・依田真里・安田十也・鈴木 圭・竹垣草世香・佐々千由紀・高橋素光 (2018) 平成29(2017)年度 マサバ対馬暖流系群の資源評価, 平成29年度 我が国周辺水域の漁業資源評価, 201-237, <http://abchan.fra.go.jp/digests2017/details/201706.pdf>, 2018/5/11.
- 九州漁業調整事務所 (2012) 日本海西部・九州西海域マアジ(マサバ・マイワシ)広域資源管理方針. <http://www.jfa.maff.go.jp/kyusyu/sigen/pdf/4.pdf>, 2018/5/11.
- 松浦市広域水産業再生委員会 (2016) 浜の活力再生広域プラン。  
[http://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan/attach/pdf/nagasaki\\_koikihaplan-4.pdf](http://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan/attach/pdf/nagasaki_koikihaplan-4.pdf), 2018/5/11.
- 永沢 亨 (2018) 東シナ海・黄海の漁業資源(総説). 平成29年度 国際漁業資源の現況, 65-1～65-7, [http://kokushi.fra.go.jp/H29/H29\\_65.pdf](http://kokushi.fra.go.jp/H29/H29_65.pdf), 2018/5/11.
- 奈留町漁業協同組合五島中型まき網地域プロジェクト協議会 (2010) 改革計画書。  
[http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei\\_file/H220325\\_goto\\_naru.pdf](http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H220325_goto_naru.pdf), 2018/5/11.
- 日本遠洋旋網漁業協同組合 (2018) 改革型漁船等の収益性改善の実証事業「遠旋組合地域プロジェクト改革計画書(X)」. [http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei\\_file/H300206\\_enmaki10.pdf](http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyojigyo/01kozo/nintei_file/H300206_enmaki10.pdf), 2018/5/11.
- 西日本魚市株式会社 (2018) 高度衛生化対応の買荷保管積込施設 おさかなドーム  
<http://www.nishiyo.co.jp/>, 2018/5/30.
- 農林水産省 (2002) 農林水産省告示第九百八十三号(一部改正平成一九年四月一三日) 農林水産省告示第五〇五号. [http://www.maff.go.jp/j/kokuji\\_tuti/kokuji/k0000715.html](http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/kokuji/k0000715.html), 2018/5/11.
- 農林水産省 (2018) 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画(平成30年12月12日公表). <http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/attach/pdf/index-16.pdf>, 2019/1/15.
- 水産庁 (2017a) 資源評価情報説明会,  
<http://abchan.fra.go.jp/pr/setsumeikai/28setsumeikai.html>, 2018/5/11.

- 水産庁 (2017b) 「30年漁期 TAC(漁獲可能量)設定に関する意見交換会」の開催について.  
[http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s\\_koukan/attach/pdf/index-27.pdf](http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_koukan/attach/pdf/index-27.pdf), 2018/5/11.
- 水産庁 (2018a) 漁業取締本部の設置について.  
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kanri/torishimari/attach/pdf/torishimari2-3.pdf>, 2018/5/11.
- 水産庁 (2018b) 日本海・九州西広域漁業調整委員会 議事次第・委員名簿.  
[http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s\\_kouiki/nihonkai/attach/pdf/index-64.pdf](http://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/nihonkai/attach/pdf/index-64.pdf), 2018/5/11.
- 水産庁 (2018c) 水産政策審議会資源管理分科会委員・特別委員名簿.  
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/180227-2.pdf>, 2018/5/11.
- 水産庁 (2018d) 「平成 29 年度 全国資源評価報告会」の開催及び一般傍聴について.  
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/sigen/180228htm>, 2018/5/11.
- 水産研究・教育機構 (2017) 我が国周辺の水産資源に関する評価会議の開催について.  
[http://www.fra.affrc.go.jp/shigen\\_hyoka/h29/index.htm](http://www.fra.affrc.go.jp/shigen_hyoka/h29/index.htm), 2018/5/11.
- 海と渚環境美化・油濁対策機構 (2017) 平成 28 年度 海浜等の美化活動事例調査報告書.  
<http://www.umitonagisa.or.jp/pdf/mb21/report/28kaihintounobika.pdf>, 2018/5/11.
- 山田梅芳・堀川博史・中坊徹次・時村宗春 (2007) マサバ. 東シナ海・黄海の魚類誌, 972-979.